

# 陳述書

金谷 武志

## 目 次

- 1、略歴
- 2、本年6月29日の2回目の田植えにおける説明会での質疑応答
- 3、導入遺伝子の発現部分に関する説明として虚偽の情報が流されていること
- 4、地元住民による野外実験への同意があったのか
- 5、答弁書に対するコメント

### 1、略歴

1971年、新潟県中頸城郡三和村（現、上越市三和区）に専業農家の長男として生まれる。県立高田高等学校卒業後、法政大学工学部電気工学科に進学、同大学卒業後、東京にて新潟県長岡市に本社のあるS I（システムインテグレーター）企業に就職、S E（システムエンジニア）として約5年間働く。自然が豊かな地で育ったこともあり、元々環境問題に対する関心は強かったが、東京での生活の中で、自然の少ない都会で育った人達の環境問題への関心の高さを肌で感じる。両親が環境保全型農業に取り組み始めたことをきっかけに、環境保全型農業の担い手となることを決意し、1999年秋に帰郷し実家にて就農する。その後、農業の現場での体験や、消費者との交流を重ねる中で、食の安全や地域の環境問題により深い思い入れを持つようになる。2004年に経営移譲を受け、現在、有機J A S 認証の水稻約4.5ha、特別栽培の水稻約5haを中心とした経営を行う専業農家。2004年に新潟県より青年農業士の認定を受け地域農業の担い手として活動中。

### 2、本年6月29日の2回目の田植えにおける説明会での質疑応答

6月29日に北陸研究センターで2回目の遺伝子組み換え稲の田植えが行われました。各方面からの再三の中止要請を無視しての実行でしたが、その時現地で行われた説明会での質疑応答から、今回の実験の問題点の幾つかが浮き彫りになってきましたので、ここにご報告させていただきます。

### 3、導入遺伝子の発現部分に関する説明として虚偽の情報が流されていること

(1)、今回の導入遺伝子の発現部分について、私は、田植えの現場で、次の質問をしま

した。

今回の遺伝子組み換え稲の系統の特徴として、「導入遺伝子は茎葉のみで発現し、子実（玄米・胚など）や根では発現しない」とセンターの一般説明向けの資料にあるが、導入遺伝子が緑色の組織で働くということは、未熟で緑色の段階の玄米の表皮にも発現しているのではないか。

(2)、センター側の回答（本年5月31日。第1回目の田植え時）

穂及び玄米の一番外側の細胞も緑色の間は発現するかもしれないが、色が変わった後はタンパク質は分解され、コメとして食する時には残っていない。

青未熟粒に関しては今後調査する。

(3)、センター側の回答（本年6月29日。第2回目の田植え時）

籾を外して緑色の薄皮が含まれる状態で玄米粒全体を解析したところ検出は出来なかった。今後遺伝子の発現場所については細かく調べる。

(4)、私が感じている問題点

センターは、4月29日の最初の一般説明会の時点から、今回の遺伝子組み換え稲の系統の特徴として「導入遺伝子は茎葉のみで発現し、子実（玄米・胚など）や根では発現しない」という説明を繰り返し、可食部では導入遺伝子が発現しないので、今回の遺伝子組み換え稲は安全・安心な物だと強調されてきました。

しかしながら、上記のセンター側の回答で、玄米の表皮でも発現する可能性があり、発現場所に関する詳細は未だ不確定な段階であることが判りました。

この導入遺伝子の発現部分に関する情報は、世論で食に対する安全・安心への関心が高まっている中、今回の実験に対する安全性を大きく左右する重要な事項であり、当初の一般住民への説明の段階から、センター側は「玄米の表皮でも発現する可能性があり、発現場所に関する詳細は未だ不確定な段階である」ことを知りながら、一般住民や報道機関に対して「導入遺伝子は茎葉のみで発現し、子実（玄米・胚など）や根では発現しない（だから、安心だ）」と言い続けるのは、まさしく「虚偽の情報」を流していたことになり、重大な問題です。センターは、逐次適切な情報開示をしますと説明しながら、新聞等の報道機関をも利用し、今回の野外実験を不安視する住民に対して嘘の情報操作をしていたことになり、言語道断と言わざるを得ません。

#### 4、地元住民による野外実験への同意があったのか

(1)、地元住民の了解について、私は、田植えの現場で、次の質問をしました。

今回の実験を行うことに関して地元住民の了解を得ていると発表されていますが、近隣

住民の中には同意した覚えはない、実験には反対だと言っておられる方もいます。具体的にどの範囲の地域に於いて、どのような手続きで了解をとったのか明らかにして下さい。

(2)、センター側の回答（本年6月29日。第2回目の田植え時）

町内会長や農家組合長には実験の説明会の案内をしたのみである。試験場の隣接ほ場で耕作を行っている十数軒の農家の方からは、戸別に訪問し口頭で了解を得ている。個人情報保護の観点から了解をいただいた方の個人名等は公表できない。

(3)、私が感じている問題点

遺伝子組み換え作物の屋外栽培実験は、周辺の生物多様性・生態系等の自然環境に影響を与える危険性があるため、地元の理解、同意を得ることが重要です。しかも、今回の実験は日本随一の米産地である新潟県での遺伝子組み換え稲の実験であり、社会的影響の大きさも測りしれません。既に多くの消費者団体等が実験反対を表明しており、風評被害や新潟米のイメージダウンを心配する声も後を絶ちません。このような、周辺への影響が大変大きな実験を行うにもかかわらず、今回、センター側は、隣接ほ場で耕作を行っている十数軒の農家からの口頭での同意しか得ていません。常識的に考えて、地元の同意とは最低限なんらかの行政単位において明確な決議等がなされていなければ、責任の所在が不明で客観的な検証も出来ません。さらに、今回のような社会的な影響の大きい実験の場合であれば、地元自治会、市、県の各段階で全て同意を得るくらいの姿勢が必要だと思います。もし、数名の個人的見解を地元の同意とみなすような乱暴なやり方がまかり通れば、今後いかなる問題が発生しても地元住民の意志が汲み取られることなく、民主主義・法治国家としての根幹を揺るがす憂うべき社会となってしまいうでしょう。また、仮に何らかの同意があったとしても、2で述べたようにセンター側の説明には重大な虚偽が含まれていた事実があるので、いかなる同意も一度白紙に戻し、センター側は再度説明責任を果たす必要があると考えます。

## 5、交雑防止措置に関して

(1)、交雑防止処置に関して、私は、田植えの現場で、次の質問をしました。

交雑防止処置として「最も近接した一般農家水田まで約220mの距離（これまでの知見では、花粉の飛散は20m程度）」とあるが、試験場内には一般農家水田より近くに多くの稲が植えられている。一般農家水田より交雑の可能性が高いと思われるが、試験場内のこれらの稲に関してはどのように処理を行う予定か。

(2)、センター側の回答（本年6月29日。第2回目の田植え時）

試験場内の他の稲は、遺伝子組み換え稲からは最短で28m離れている。モニタリング

調査で問題が認められなければ、例年通り農協等の業者に出荷する。花粉は20m以上飛ばないと言っているのだからそれでよいだろう。

### (3)、私が感じている問題点

花粉の飛散距離は、あらゆる自然環境に於いて厳密にどこまでしか飛ばないと証明されているものではない。一般農家水田までの約220mの距離に関しても、試験ほ場周辺に吹く風の状況から考えて短すぎるという意見もある。また、モニタリング調査はあくまで特定地点での交雑の状況を検証する手段にすぎず、全ての試験場内の稲に於ける交雑の分布を正確に割り出せる調査ではない。それにもかかわらず、一般農家水田より極めて近くで栽培されている試験場内の他の稲に関しては、例年通り農協等に出荷する予定というのは、組み換え稲の拡散防止措置としてはあまりにも不適切と言わざるを得ない。また、その様な米が出荷されているという情報から甚大な風評被害につながる危険性をはらんでいる。試験場内で交雑した稲が自然発芽して遺伝子汚染が年数を重ねる毎に外へ外へと広がっていく危険性に関しても、センターは、実験を行うにあたって何の対策も取っていない。さらには、これだけ実験を不安視する声を受けながら「前提として花粉は20m以上飛ばないと考えているのだから例年通りの対応をする」と開き直るセンター職員には何の危機管理意識も感じられず、このような社会的影響の大きな実験を行う資質を持ち合わせていないと思わざるを得ない。

回復不可能な遺伝子汚染を防止するための計画があまりにも不備であり、風評被害を防止しようとする配慮がまったく感じられない。

## 4、まとめ

以上の三つの観点だけを考えても、今回の遺伝子組み換え稲実験は、あまりにも計画がずさんで手続き上の問題も多いと言わざるを得ません。今回の実験はとりあえず即時中止し、誰もが納得の出来る計画が作成され、社会的な合意が形成されるまでは、社会的影響の大きい遺伝子組み換え稲の屋外栽培実験は延期するべきだと考えます。

## 5、答弁書に対するコメント

最後に、センター側の答弁書の中に、私がコメントしておきたいと思うことがいくつかありましたので、以下に解説します。

### (1)、実験中止による債務者の回復不可能な損失

今回、センター側は、実験の中止によって回復不可能な損失を被ると言っていますが、そんなことはありません。というのは、

イネを植え替えることは問題なくできるからです。田植えの後に欠株（稲が植わって  
なかったところ）のところへ たくさん植わっているところから土を少しつけて引き抜き  
移植することをしまが、何の問題もありません。他の稲と全く変わらず生育しています。  
稲はたくましいものです。室内に移植することも同じことです。むしろ、それは不可能と  
言い張るほうが、それを証明してもらいたいくらいです。

また、種子の保存のことですが、もともと国の研究機関などでは種子を保存して資源にし  
ています（ジーンバンク）。だから、センターのような研究機関なら、間違いなくイネの  
種を保存してあります。また、低温乾燥状態なら5～6年は全く問題ありません。だから、  
今年、採種できなくても、来年以降に何の支障もない筈です。それを、実験が中止、延期  
されると、センターは回復できない損失を被るなんて、こけおどしはやめてもらいたいと  
思います。

## (2)、債権者の回復容易な損失

これに対し、センターは、実験により、我々生産者、消費者が被る損失は回復が容易な  
もので、心配ないと言いますが、これはとんでもないことです。

### 【センターの言い分】

(3)そもそもイネは我が国の気象条件では人的保護を与えなければ生息できないので、人  
の手を離れて自己増殖することもあり得ない。

### 【私の感想】

私はほ場の一部分で黒米を栽培していますが、刈り取りは手作業で刈り取り、植えた分  
の株は全て収穫しているにもかかわらず、年々植えてない場所のお米（コシヒカリ）に黒  
米が多く混じるようになってきています。これは交雑、もしくは前年に田んぼに落ちた黒  
米の籾が翌年に自然に発芽し増殖している結果です。

以前、新潟県の試験場（長岡）に黒米の種を申し込んだとき、自己増殖して地域の他の  
品種へ混ざることの危惧して、「山間地等で水田が飛び地になっているような場所以外に  
はあまり出せない」と断られたことがあります。

人的保護を与えなければという観点は、周囲が稲に適した水田に管理されているわけ  
ですから、恒常的に人的保護が与えられており十分に自己増殖する環境が整っているため、  
まとはずれです。とくに、下の秋田県のこぼれダネのケースが、イネが人手を離れて立派  
に成長すること（それもかなりの数）をみごとに証明しています。

### 【センターの言い分】

(4) また、現状の日本の農業事情に照らしても、イネを含めて現在の農作物栽培では

種子生産の栽培管理方法による品質管理がきわめて緻密であり、品種の純度は高く保たれていて、品種の混入による栽培品種の純度低下の可能性は極めて低い。そしてそのような状況下においては、生産履歴を追跡検証することや、遺伝子分析を行うことによるGMイネの特定や履歴追跡は可能であるので、事後的回復は十分対応可能な課題である。

#### 【私の感想】

A. 昨年ですが、秋田県の「ひとめぼれ」に酒米が混入する事件がありました。下記は、それに対する秋田県のHPです。

<http://www.pref.akita.jp/noseika/HITOME/hitomeindex.htm>

県の機関ですらこぼれ籾をすべて回収することは不可能だった結果です。まして、組み換えイネの判別は外見では不可能です。そして、一度、混米が起きれば商品価値は急激に低下します。

B. 「生産履歴を追跡検証することや、遺伝子分析を行うことによるGMイネの特定や履歴追跡は可能であるので、事後的回復は十分対応可能な課題である。」とありますが、実際に混入が起これば、対象となる全てのイネの遺伝子分析を行うことは実質的には困難であり、さらに、収穫後J A等のカントリーエレベーターに搬入でもされていれば、そこからGMイネの米粒だけを分離することは100%不可能です。よって、事後的回復は十分対応可能とするセンターの説明は全くの机上の空論というほかありません。

#### 【センターの言い分】

(2) 従来も、栽培したイネから翌年の種子を採集する際には交雑したイネの処分(抜き取り)や種子の更新(検査を受けた種子の使用)、品種の変更による耐性菌対策などがおこなわれているので、この点においてそもそも損害の発生の可能性が観念できない。

#### 【私の感想】

「どんとこい」の中に「どんとこいGMイネ」が混じると外見ではまったくわかりません。さらに穂が出る時期も一緒です。センターの人ですら分らないはず。検査を受けた種子でも混入することがあるわけです(上記の秋田県の例)。つまり両者を分けるのはDNA解析しかないので。この作業が入ると種子の値段は高価なものになりそうです。

よってセンターが言ってるように混入を簡単に防ぐことはできず。いったん混入したら、かなり困難な作業で、一般農家にも少なからぬ損害が出ます。

以上